

# 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 令和5年3月20日(月)
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前9時27分  
※休憩 午前11時13分～午前11時19分
- 4 閉会時刻 午後0時6分

- 5 出席者
- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 二村禮一  | 副委員長 | 山本裕三  |
| 委員  | 草賀章吉  | 委員   | 山本行男  |
| 〃   | 窪野愛子  | 〃    | 寺田幸弘  |
| 〃   | 鈴木久裕  | 〃    | 藤澤恭子  |
| 〃   | 嶺岡慎悟  | 〃    | 松浦昌巳  |
| 〃   | 勝川志保子 | 〃    | 富田まゆみ |
| 〃   | 藤原正光  | 〃    | 山田浩司  |
| 〃   | 大井 正  | 〃    | 高橋篤仁  |
| 〃   | 鷲山記世  | 〃    | 石川紀子  |
| 〃   | 橋本勝弘  | 〃    | 安田 彰  |
- 事務局出席者 議会事務局長 鈴木良康  
議事調査係 竹原俊輔

## 6 審査事項

- ・議案第 1 号 令和5年度掛川市一般会計予算について
  - ・議案第 2 号 令和5年度掛川市国民健康保険特別会計予算について
  - ・議案第 3 号 令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について
  - ・議案第 4 号 令和5年度掛川市介護保険特別会計予算について
  - ・議案第 5 号 令和5年度掛川市公共用地取得特別会計予算について
  - ・議案第 6 号 令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について
  - ・議案第 7 号 令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算について
  - ・議案第 8 号 令和5年度上西郷財産区特別会計予算について
  - ・議案第 9 号 令和5年度桜木財産区特別会計予算について
  - ・議案第10号 令和5年度東山財産区特別会計予算について
  - ・議案第11号 令和5年度佐東財産区特別会計予算について
  - ・議案第12号 令和5年度倉真財産区特別会計予算について
  - ・議案第13号 令和5年度掛川市水道事業会計予算について
  - ・議案第14号 令和5年度掛川市簡易水道事業会計予算について
  - ・議案第15号 令和5年度掛川市公共下水道事業会計予算について
  - ・議案第16号 令和5年度掛川市農業集落排水事業会計予算について
  - ・議案第17号 令和5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算について
- ・閉会中継続調査の申し出事項 1項目で了承

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年3月20日

市議会議長 松本 均 様

予算決算委員会委員長 二村 禮一

## 議 事

午前 9時27分 開議

○委員長（二村禮一） 改めまして、おはようございます。

定刻より少し早いですけれども、準備が整ったので始めさせていただきます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました本日審査する議案は、議案第 1号 令和 5年度掛川市一般会計予算についてを初め17件です。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、私から 1点御報告申し上げます。

発言の際には挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて簡潔明瞭に発言するようお願いいたします。

また、議案に関係のない意見は控えていただくようお願いいたします。

次に、傍聴の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、ただいまから審査に入ります。

議案第 1号 令和 5年度掛川市一般会計予算についてを議題といたします。

それでは、各分科会の報告を求めます。

初めに、総務分科会、寺田主査から報告をお願いいたします。

○総務分科会主査（寺田幸弘） 議案第 1号について、総務分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、まず、歳入中、第 7款地方消費税交付金について、委員より、令和 5年度は前年度と比べ13%伸びると見込んでいるとの説明があったが、どんな要因かとの質疑があり、当局より、円安や物価高騰が大きいと思う。また、経済が回復してきて、消費行動が戻ってきていることによるものと推測しているとの答弁がありました。

次に、歳出中、第 2款総務費について、委員より、職員採用費のうち、採用試験に係る新たなWEBサイトを開設するための委託料が増額となっているが、令和 3年度から導入したWEB方式と比較して何が新しくなるのかとの質疑があり、当局より、令和 3年度の導入については、コロナ禍であったため、試験や面接もWEBで行った。令和 5年度については、掛川市の魅力や働いている市職員の生き生きとした働きぶりを情報発信するためのWEBサイトを作成するための委託料であるとの答弁がありました。

委員より、人事管理費のうち、デジタル専門職の民間派遣職員の人件費負担金 1,200万円の内訳について質疑があり、当局より、1,200万円は掛川市の課長職の平均の給料、各種手当及び共済負

担金等を合わせた金額であるとの答弁がありました。

関連して、委員より、令和 4年度も、既に 3人の方がデジタル関連の仕事をしているが、民間派遣職員人件費負担金まで払い、さらに受入れをする背景には何があるのかとの質疑があり、当局より、令和 4年度に採用したプロフェッショナル人材は、DX推進員として 2人、広報担当として 1人の 3人をお願いしている。業務内容については、DX推進員の 2人のうち 1人は全庁における働き方改革推進の業務、もう 1人は、主に健康福祉部の働き方改革について現状把握や整理をお願いしている。この 2人に加え、広報の担当として、掛川市の魅力や政策について、市の内外への戦略的な発信、職員の広報に係るスキルアップなどをお願いしている。

今回、令和 5年度の予算に計上した民間派遣職員は、令和 4年度に策定したDX推進計画に伴い、アクションプランの策定などをお願いしたいと考えている。いろいろな場面で、民間の目線を取り入れ推進していきたい。また、人件費は予算上行政課についているが、行政課と企画政策課が連携し、業務を推進していきたいとの答弁がありました。

委員より、市庁舎管理費の備品購入費について、キャッシュレス決済関連設備はどういうものを入れるのかとの質疑があり、当局より、ポスレジを市税課、大東支所、大須賀支所の 3か所に備品として購入するものであるとの答弁がありました。

関連して、委員より、ポスレジの詳細について伺うとの質疑があり、当局より、ポスレジとはペイペイなどのQRコード決済やクレジットカード決済ができるレジのことであり、カード決済は対応できる会社をなるべく多くしたいと考えているが、会社については 4月以降 6月までに決める予定であるとの答弁がありました。

委員より、証明等発行事務費のうち、主な成果指標、所得・課税証明書のコンビニ交付率に関連して、地方公共団体情報システム機構には 1通当たり幾ら払うのかとの質疑があり、当局より、17円支払うことになるとの答弁がありました。

関連して、委員より、次年度、コンビニエンスストア等で交付する証明書の手数料を 1通当たり 100円に減額すると、17円が市の持ち出しになるのかとの質疑があり、当局より、そのとおりであるとの答弁がありました。

委員より、徴収事務費のコンビニ等収納手数料に関連して、コンビニ収納は、収納率の向上というよりも市民の利便性の向上に大きく寄与しているということかとの質疑があり、当局より、市民の方も多様な働き方をしている中、24時間支払うことができるコンビニ収納が受け入れられていると考えるとの答弁がありました。

委員より、企画調整費の主な成果指標について、令和 4年度はSDGsプラットフォーム登録件

数が指標であったが、令和 5年度はSDGsプラットフォームによる共創事業に変わっている。変更した理由について伺うとの質疑があり、当局より、SDGsプラットフォームは、現在 120団体ほどの登録がある。登録数を増やすことを目標にするよりも、行政課題、地域課題解決に向けた共創事業のほうに取り組んでもらうことを目標値にした方が適切ではないかということで、指標の見直しを行ったとの答弁がありました。

関連して、委員より、これまで企業との連携活性化の事業はどんなことをやってきたのかとの質疑があり、当局より、プラットフォームで募集する共創事業が20ほどある。その中で「ごみの少ないまち日本一を目指して」という題目の中で、パートナーとして、シャンプー、リンスの詰め替えによってごみの削減になるのではないかという実証実験を市役所内で行ったり、コロナ対策として、手指消毒用アルコール等を企業の方から無償で提供いただき、小・中学校や来庁者も含め、活用させていただいた事業などがある。細かなことでも一つ一つ、共創事業という形で対応させていただいているとの答弁がありました。

委員より、インターネットによる広報費のうち、解体撤去工事費について、駅前ロータリー広告看板の撤去に伴う撤去後の対応について伺うとの質疑があり、当局より、既に耐用年数を過ぎ、腐食もひどい。これまで、何回か高所作業車を使い、看板の付替え作業を行って費用をかけてきたが、費用もかかることから撤去を考えている。撤去後は、デジタルサイネージ看板にできないか検討していきたい。広告看板会社の協賛をつのり、費用をあまり出さなくて、広告料で設置することもできる。デジタルサイネージは、タイムリーな情報を見ることができる。どこに設置するかということも含め、新しい方法を考えていきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、ネットワーク管理費について、ネットワーク回線に入っている出先機関について質疑があり、当局より、大東、大須賀両支所、図書館、ふくしあ、消防署などの公的な出先機関が対象であるとの答弁がありました。

委員より、窓口業務委託料は何人分になるかとの質疑があり、当局より、現在、証明書の関係で 8人。転入転出の関係で 8人、常時16人の中に管理者がそれぞれ 1人含まれている。今後は、マイナンバー関係について 4人増員し20人分になるとの答弁がありました。

委員より、出納管理費について、公金を安全に管理しながら効率的な運用を図るとのことだが、基金の運用についてはどのような状況かとの質疑があり、当局より、基金の運用は、令和 4年度は90億円ほどある。その中で一括運用と単独運用しているものがあり、一括運用が82億円ほどで、残りが個別に基金ごと運用となる。安全で効率よく運用するため、基本的には、国債、大口定期で運用しているとの答弁がありました。

続いて、第 9 款消防費について、委員より、防災対策事業推進費について、コンピュータソフトウェア使用料は昨年導入したシステム使用料であるのかとの質疑があり、当局より、昨年導入した雨量等を予測するシステムがこの使用料の中に含まれるが、新たに、災害時にいろいろな方から SNS に投稿される情報をリアルタイムで集約できるシステムの使用料 52 万 8,000 円を含めて計上したとの答弁がありました。

関連して、委員より、いつから導入予定であるのかとの質疑があり、当局より、令和 4 年度は 2 つの会社のシステムを使っている。予算が認められれば、どちらか一方の業者に決め、4 月 1 日から正式な運用をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、消防救急活動推進費のうち、ランドデザイン構想策定の方向性と内容について質疑があり、当局より、ランドデザインについては、広域化がなかなか進まない中、実効性のある基本構想を策定する考えである。内容としては、消防署の位置、車両の必要数、職員数、定年延長を含めて委託する予定であるとの答弁がありました。

関連して、委員より、基本構想をつくる委託先は、消防の在り方についてよく分かっている団体だと思うが、そこには皆さんの声が反映されるのかとの質疑があり、当局より、委託先については、東京にある消防防災科学センターにお願いする予定である。委託先の消防力適正配置専用システムを活用し、私たちの声が反映された上での職員の必要人数、施設についても委託できるのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、仕事の目的と成果指標の在り方について、目指すところ、ターゲットなど、どのような状態にしていくのか明確でない事業が多く、意識されていないという感じを受けた。予算はそれぞれ必要だから計上されているが、より目的と成果、達成度ということを意識した執行に期待をしたいとの意見が出され、他の委員より、デジタル専門職派遣の受入れに伴う負担金に関連して、これまで採用したプロフェッショナル人材がどういう成果をもたらし、これをさらに改革、向上させていく予定なのかというところをしっかりと押さえないといけないと思うとの意見が出され、他の委員より、職員研修について、文書事務や契約事務などの研修を年度末にやるとの説明があったが、人事異動後の 4 月、5 月の緊張している時期に必要な研修をやるほうが本来はいいのではないかと思うとの意見が出され、他の委員より、人事の件については、採用や研修は大変難しい。企業でも売り手市場になっている。どんな人材を求めていくのかは難しいが、育成の面で手抜きしてはいけない。人格が違う部下の育成というのは本当に大変であるけれど、責任ある地位についたらそれを仕事として捉え、有益な研修をやらしてもらえないといけないと思うとの意見が出されました。

以上で討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第 1号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 次に、文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

嶺岡主査。

○文教厚生分科会主査（嶺岡慎悟） 議案第 1号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中、第 3款 民生費について、委員より、地域医療拡充支援診療所誘致等補助金が計上されていないことについて、今後の方向性に関して質疑があり、当局より、制度は継続しており、申請の都度補正予算により対応する予定である。制度の情報を積極的に発信し、さらに進めていくとの答弁がありました。

委員より、ひきこもり地域支援センターの設置について質疑があり、当局より、業務委託先で精神保健福祉士や公認心理士の資格を持った専門職を配置していただく考えである。相談窓口として、中部ふくしあなどに設置予定であるとの答弁がありました。

委員より、山王荘の管理運営委託料について、高齢者が増えていることから増額していく必要がないのかとの質疑があり、当局より、指定管理者に利用者の増加を図るための自主事業をしてもらうことになっている。介護予防事業と共同で実施して、利用率を上げていくことを考えているとの答弁がありました。

委員より、子ども・子育て支援事業費について、結婚新生活支援事業費補助金と保育士支援等の事業が同じ細目であり、成果指標の考え方が曖昧になってしまっていることについて質疑があり、当局より、事業を精査し、見直しを図っていききたいとの答弁がありました。

委員より、子ども医療助成事業費について、10月以降完全無料化にも関わらず増額となっていないことについて質疑があり、当局より、令和 4年度の実績から想定してるが、医療扶助費自体は減ってきている。医療費無料化により受診増も考えられるので、今後の状況を見て対応していきたい。財源としては、ふるさと応援基金約 7,337万円を充当しているとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブ待機児童数について質疑があり、当局より、現時点では確定できていないが、基本的には今のところ待機児童はいないとの御答弁がありました。

歳出中、第10款 教育費について、委員より、学校給食運営費について15%の物価高騰を見込み、12%保護者負担を増やしているが、負担増とならない部分についてはどのように考えているのかとの質疑があり、当局より、食材の部位をモモ肉からムネ肉に変えたり、代替として栄養価の高い大

豆ミートを使用したりするなど工夫していく。給食は安全・安心が最優先であり、食材選びは安全第一で行っているとの答弁がありました。

委員より、学校水泳授業民間施設委託事業について、他の小学校に広げていく予定はないのかとの質疑があり、当局より、現在実施している曾我小学校は人数規模などからメリットが大きいですが、他の小学校の場合はメリットが低く、単価が高くなってしまいます。スポーツ協会や他の学校などでの実施も含め、引き続き研究していくとの答弁がありました。委員より、大東図書館施設整備基金の残額について質疑があり、当局より、今回 500万円を繰り入れ、残額は 1,300万円である。基金も大分減ってきており、財源確保が図書館の課題であるとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、物価高騰による電気代への対応ができていない。補正予算で行ったような財政支援が必要である。蓄電池、太陽光パネルを設置し、電気を自家調達できる体制をつくる必要があるとの意見が出され、他の委員より、補正予算を含めて考える必要はある。来年度LED化を全庁的に進めていくとのことで期待したいとの意見が出されました。

続いて、委員より、少子化対策が求められている。待機児童はなくなったが、放課後児童クラブが満杯になっている。子育てを市として本気で応援していく姿勢が必要。学校給食費の問題も含め、様々なところで少子化対策、子育て支援をする予算にするべきであるとの意見が出され、他の委員より、ふるさと応援基金を財源としている事業がある。財源に限りがある中で、予算の編成については、選択と集中を考えていかなければならないとの意見が出されました。

続いて、委員より、予算説明書は、まず目指す姿があり、その姿を実現するために成果指標を設定し、予算計上するべきだと思う。成果指標はもっと具体的な数値で示すべきである。また、同じ指標が多く使われていることについても検討が必要であるとの意見が出され、他の委員より、成果指標は分かりづらく、予算説明書の在り方について検討してもらいたいとの意見が出されました。

続いて、委員より、地域医療拡充支援診療所誘致等補助金について、当初予算に計上されていないことを非常に心配している。医療施設がないという大きな地域課題を改善するという本気度を市民に示す必要があるとの意見が出されました。

また、委員より、高齢者に限らず、福祉の予算は大事にしなければならない。指定管理が増えているが、どれだけ行政が運営に携われるかが鍵を握っていると思う。補聴器助成の新設や配食サービスなどはとても喜ばれている。寄り添い型の福祉となる高齢者支援ができるまちになることを望むとの意見が出されました。

また、他の委員より、子供施策や高齢者施策はバランスが大事だと思う。行政に手腕を発揮して

もらいたいとの意見が出されました。

続いて、委員より、新たな学園づくり推進事業費について、議会として政策提言を予定している。学校再編計画の策定について注視していきたいとの意見が出され、他の委員より、少子化が一気に進んでいる。10年、20年を考えると、9学園という考えも見直す必要もあるかもしれない。小中一貫校だけでなく、小学校をある程度先に統合ということも考えていかなければならないとの意見が出されました。

他の委員より、少子化を前提にして学校を減らすのは悪循環である。どうしたら少子化を食い止められるかという予算が大事であるとの意見が出されました。

また、委員より、コロナ対応について5類への移行がされる予定であるが、コロナ対応は引き続きしていかなければならない。市民が困らないように補正予算を適宜行っていく必要があるとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第1号の原案は、賛成多数で妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 続いて、環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

○環境産業分科会主査（藤原正光） 議案第1号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告申し上げます。

当局説明の後、質疑を求めたところ、まず、歳出中第2款 総務費について、委員より、市民・高校生チャレンジ公募事業委託料について、1団体当たりの上限額は幾らなのかとの質疑があり、当局より、最大50万円を考えているとの答弁がありました。

委員より、文化芸術祭事業の内容とその内訳を伺うとの質疑があり、当局より、7つのプロジェクトを計画しており、主なものとして、舞台芸術プロジェクト西郷の局関係の上演等が600万円、音楽プロジェクト、小・中学生参加によるジュニアオーケストラ等の開催が440万円、掛川三城プロジェクトが200万円、美術プロジェクトが約120万円、茶文化創造プロジェクト等が約450万円であるとの答弁がありました。

次に、第4款 衛生費について、委員より、再エネ発電設備設計委託料の詳細について質疑があり、当局より、今年度、公共施設の太陽光施設可能性調査をした結果、有望な6施設3つの給食センター、南体育館しーすぽ、すこやかこども園、浄化センター管理棟に太陽光パネルを設置する設計委託料であるとの答弁がありました。

委員より、塵芥処理施設維持管理費について、新井の最終処分場への搬入はまだ余裕があると考

えているのかとの質疑があり、当局より、菊川市との兼ね合いもあるが、新たな最終処分場を考えないといけない。適正なごみ処理啓発事業費の計画策定で、資源化に向けた研究をしていく。ごみ処理の計画が変わってくるので、一般廃棄物処理基本計画の中で、最終処分場の残量や灰の排出量の推測をしていくとの答弁がありました。

次に、第 6 款 農林水産業費について、委員より、日本一茶産地 P R 事業費の拠点整備補助金の根拠について質疑があり、当局より、カフェ出店に係る 1 坪当たりの費用を調査し、出店場所の広さを坪換算して事業費を算出したとの答弁がありました。

委員より、公共施設の森林・木材の利用普及促進に当たり、まずは農林課が動くべきだと考えるのがいかかとの質疑があり、当局より、経費の比較をすると難しい面もあるが、掛川市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針に基づき、公共施設を管理する庁内各課と連携して公共施設への木材活用を進めていくとの答弁がありました。

次に、第 7 款 商工費について、委員より、観光 P R イベント開発費、システム開発委託料の委託先について質疑があり、当局より、大学生の協力をいただきながら、システム業者に委託する予定であるとの答弁がありました。

関連して委員より、令和 6 年度以降の維持管理について質疑があり、当局より、システム保守料及びサーバー使用料がかかるとの答弁がありました。

委員より、地域協働経済支援買物券交付事業について、好評だと認識しているが、補助金の減額理由について伺うとの質疑があり、当局より、これまでは、買物券の有効期限を 6 か月に設定していたため、年度の切替えと買物券の使用期間にずれがあり、繰越金にして次年度に券を使う方の対応をしていたが、単年度会計に戻すことにしたことから、実質は減額ではなく事業規模は変わらないとの答弁がありました。

次に、土木費について、委員より、子育て世代向け住宅供給事業の認定件数実績について質疑があり、当局より、令和 2 年度 20 件、令和 3 年度 42 件、令和 4 年度は 2 月現在で 89 件であるとの答弁がありました。

委員より、市単河川整備工事費の対象 5 河川について質疑があり、当局より、佐東地内佐東川、水垂地内水垂川、西山地内西山水路、桜木地区富部地内富部川、佐東地区小貫地内尾沢川であるとの答弁がありました。

続いて、第 5 款 労働費、第 10 款 教育費及び第 11 款 災害復旧費については、特に申し上げる質疑なく、以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、主な成果指標が、基準値、目標値、最終目標値とかけ離れており問題であるとの意見が出され、他の委員より、事業と成果指

標との整合性が取れていないとの意見が出され、関連して他の委員より、事業の目標、基準になるものを明確に説明することが適切な予算につながるとの意見が出され、他の委員より、PDCAを回す場合、議会としてチェックの責任がある。目標値に対して結果がどうなったかを見ていくので、整合した成果指標を掲げてほしいとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第 1号の原案は、賛成多数にて妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） ただいま各分科会からの報告が終わりましたので、ここで補足質疑に入ります。

補足質疑の通告がありますので、勝川委員からお願いします。

なお、一問一答方式で、再質疑は 3回まで、個人的な意見は控えていただくようお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 行政課からということになりますので、その皆さんがお持ちの補足質疑発言要旨の 1番下、754ページの部分から補足質疑をさせていただきます。

1つ目といたしまして、一般職採用というこの表があるわけですが、754ページの表、給与費の明細の下に、一般職のところの職員の給与が書かれているわけですが、この部分ですが、この一般職採用の中で、専門職として採用する、その職種とその人数について伺います。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 勝川委員の御質問にお答えいたします。

1の一般職採用の中で、専門職として採用する職種及び人数についてですが、一般会計予算説明書の 754ページの令和 5年度一般職 741人中、専門職としては、福祉職、デジタル職、土木職、建築士、保健師、栄養士、学芸員。

○委員（勝川志保子） すみません、もう少しゆっくりお願いします。

○行政課長（熊切紀和） 専門職としては、福祉職とデジタル職、土木職、建築士、保健師、栄養士、学芸員、幼児教育士、消防職が含まれておりまして、それぞれの人数は、福祉職が 2人、デジタル職が 1人、土木職29人、建築士12人、保健師35人、栄養士 2人、学芸員 6人、幼児教育士51人、消防職 120人でありまして、合計 258人が専門職となっております。

令和 5年度の新規採用職員39人のうち、専門職は12人おりますけれども、内訳は福祉職 1人、土木職 2人、保健師 4人、幼児教育士 1人、消防職 4人です。

以上であります。

○委員長（二村禮一） 再質問ありますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） すみません、人数と専門職の内訳は分かりました。これがそれぞれのどの部署に配属になってとかというのは分かるんですか。ちょっとそこまでは出ないですか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 当然のことながら、消防職は消防署に配属されますし、幼児教育士はこども園もしくは幼稚園、保健師は健康福祉部に配置されるということになり、栄養士もそうですけれども、具体的な所属というのは、今資料を持っておりませんのでお答えすることできませんけれども、よろしくをお願いします。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 3点目ですけれども、これ以外のところで、専門の職というのはありますよね。例えば司書であるとか、そういったものというのは、専門職としての採用は一切していないという。ほかに今上げたもの以外のところは、専門職としては扱っていないよということですかね、一般職の中で。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（二村禮一） 次、お進みください。

○委員（勝川志保子） 2番のほうに進みます。

今、出されていた専門職採用者、今新規採用でも何人かが採用されているということなんですが、ここの給与、手当といったものは、専門職としての給与ではなく、一般職と変わらないのかを伺います。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 2の専門職採用者に対する給与や手当等は一般職と変わらないのかについてですけれども、掛川市の職員の給与、諸手当は、掛川市職員の給与に関する条例第3条に規定する給料表に基づき支給しておりまして、一般職と専門職では変わりはありません。ただし、消防職の初任給につきましては、一般職に比べて8号給高く設定をしております。

以上です。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 確認で再質問いたします。

そうしますと、専門職として応募はかけたけれども、入った場合には、全く一般職と変わらない扱いになるというふうに考えてよろしいのか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 基本的に一般職と変わりはありません。ただ、専門職の中で、社会人、職務経験者の方が入られていますけれども、その方については、前職換算という形で、前職の分も初任給として換算しますよということをやっております。一般職についても、そういった方については同様の対応をしております。

以上です。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 再質問します。

この手当等という等のところに、そこに配属されるそういうところについても一般職と変わらない。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

熊切行政課長。

○行政課長（熊切紀和） 配属に関してでございますが、専門職ですので、基本的には専門の部署にと思っておりますけれども、消防職は除いて、ほかの職種につきましては、広く一般職の業務を経験した上で、最終的には専門的な部分を担っていただきたいという考えがあるものですから、必ずしも専門のところに最初から配属されるという人ばかりではありません。そこは人材育成という観点から考えて配属をしております。

○委員長（二村禮一） どうもありがとうございました。

次に、鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 予算説明書の 406ページをお願いします。

事業内容のところ、市内企業の魅力、情報の発信や、企業と求職者のマッチングなどを行うポータルサイトを新たに構築するというところで、主な予算として、システム開発委託料 500万円が本年度計上されておりますけれども、これに関しまして、次年度以降の維持費の見込みを伺います。

○委員長（二村禮一） 答弁を求めます。

溝口産業労働政策課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 産業労働政策課の溝口です。よろしくお願いいたします。

御質問いただきました 1、ポータルサイトの構築、次年度以降の維持費見込みを伺うについてですが、予算で計上させていただきました 500万円以内で構築し、維持費の見込みについては、他市の事例を見ますと、50万円から 250万円とその構築内容より異なるものと考えております。令和 5 年度になりましたら、企業や学生にとってよりよいものを維持費も見据えて決定していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今、お話あったので、中身によって50万円から 250万円と、開発委託料の半分の維持費がかかるという、そういうあれですけれども、どういう場合に高くなるんですか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 今の事例は他市の同様なシステムを導入している市町村に聞き取りをしているものです。データベース機能を強化したものについては、やはり維持費が高くなっている傾向にあると見ております。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） いろんなことがあるということですが、そういった次年度以降の維持費も視野に入れて、この 500万円の開発委託料を執行していると、そういうことでよろしいですか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） そのとおりです。維持費も見据えて検討してまいります。

○委員長（二村禮一） 次にお進みください。

○委員（鈴木久裕） では、428ページお願いします。

中心市街地活性化事業推進費で、この中で主な予算で解体撤去工事費というのがあるんです。この 257万 3,000円の皆増ですが、これは委員会の質疑の中で、街なか再生サロンの撤去というか、廃止して撤去すると、そういうお話のようでしたけれども、まず 1点目、まず、今考えている工程の場合はいつ頃まで使えるようにするのかお伺いいたします。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 御質問いただきました街なか再生サロンの使用につきましては、原状回復の日程を考慮しますと、令和 5年12月頃までと考えております。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） そもそも解体撤去に至った経緯はどういうことなんですか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 御質問いただきました会議室事務所につきましては、市がお借りしているもので、返却の際には原状回復が原則と考えておりますので、所有者と協議をし、進めたいと思っております。

○委員長（二村禮一） 3回目、鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 行政と行政、家主さんとの関係はそうなんだけれども、市として、街なか再生サロンを設置した経緯とか含めて、もちろん借り続けるというか、廃止しないで引き続き設置していくということも、選択肢としてはあると思うんだけど、それを廃止をしようという考え方に至った経緯というのも含めて聞いておりますが。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 御質問いただきました事務所会議室の賃貸につきましては、中心市街地活性化推進室の事務所及び会議室として、市が借りていたものであります。現在、その事務所は市役所に引き上げておりますので、お返しするというお話が進んでおります。

○委員長（二村禮一） 次にお進みください。

○委員（鈴木久裕） いろいろ経過があって、それで、事務所が引き上げる際にも、サロンと会議室残していきましようということで、町の中にはずっと説明をし、活動団体にも使ってくださいよということで来たと思うんだけど、街なかの商店街組合、活動団体等には説明をして、それで、市が内転換にするということについて了解を得ているのかどうか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 今の御質問は 2番目の御質問ということでよろしいでしょうか。

街なかの商店街組合や活動団体に説明についてですが、連雀ニューセンタービルの所有者及び同施設の 2階を借り上げている企業には、説明し、了解を得ております。再生サロンの会議室等を使

用する団体には、来年度の予約時等に書類等を渡しながらか説明を行っていく予定です。

○委員長（二村禮一） 再質問ありますか。

○委員（鈴木久裕） いや、説明して了解を得ているのかと聞いているんです。

○委員長（二村禮一） 溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 今申しあげましたとおり、所有者及び入居している企業については、説明及び了解を得ております。

○委員（鈴木久裕） 街なかの商店街組合や活動団体等には、説明、了解を得ているのかと聞いておりますけれども。

○委員長（二村禮一） 溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 会議室等を利用している団体については、今後説明書を渡しながらか周知をしてまいります。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 回答になっていない。説明、了解を得ているのかと聞いている。

○委員長（二村禮一） 溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 今後進めてまいります。

○委員（鈴木久裕） じゃ、まだ得ていないということですね。

○委員長（二村禮一） 溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 現状では、了解を得るといような段階は取っておりません。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 了解得られなかったらどうするんですか。反対だって来たら。

○委員長（二村禮一） 溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 会議室を借り上げた目的から言って、了解を得なければならぬものとは考えておりません。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 答えなかったのがあつて、やりとりになつちやつたのはあれですけども、だつて、今までの歴史から言って、中心市街地の活性化のために皆さん使ってくださいよというふうに来たわけでしょう。それを大転換するのに、了解も得なくてやっていいのかというふうに聞きまされたけれども、課長はそんなものは要らないと、俺らが勝手に閉めると言えぱ閉めると、そういう考え方でいらっしやる、そういうことですね。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 市の中心市街地活性化推進及び市の事務所及び会議室ということで借りておりましたので、その方針が変わっていないと考えています。

○委員長（二村禮一） 次進んでください。

○委員（鈴木久裕） ちょっと回答になっていないようなんだけど、回数制限があるようなので、3番目、5年度末に完成見込みの（仮称）SKしんきん駅前プラザへ移行していくとか、街なかの諸活動に支障が出ないように、例えばこの開所式、開所に合わせてここを少し、そういった用途にも使ってもらったらどうかと協議していくとか、切れ目のない活動の場所を提供とか、そういうことについては協議調整はしていたのかということをお伺いします。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 街なかの諸活動に支障がないような調整は現在しておりません。なお、中心市街地以外の地域の活動につきましては、地域の施設や有料施設などを利用されております。中心市街地の団体の活動のために、別の施設を借り上げる予定はありません。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 中心市街地の活性化の一つの推進施策を一つ旗を下ろして、まちの中も田舎のほうと一緒にだよと、そういうふうの方針転換を課長さんはされるということによろしいわけですか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 市のFMの方針もこのように進んでおりますので、別の施設を借り上げる予定はございません。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員、最後です。

○委員（鈴木久裕） 借り上げるのかということを使ったんじゃないかと、協議調整はしているのか、使わせてもらえるようにはしないのかとか、そういうことを言っています。今課長はFMと言っていたけれども、もともとサロンも入っていないんじゃないかなとは思いますが。それ確認はいいんですけれども、いずれにしても、協議調整はしているか、持てとはいっていません。協議調整はしているのか、その必要ないのかということをお聞きしたい。

○委員長（二村禮一） 溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 借り上げるための協議調整はしておりません。

○委員（鈴木久裕） 必要ないのかということも聞いております。

○委員長（二村禮一） 溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 市として別の施設を借りる必要はないと考えております。

○委員（鈴木久裕） 以上で終わります。

○委員長（二村禮一） 次に、勝川委員、お願いいたします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 私の補足質疑の一番の上のところになります。 132ページ、協働推進のところです。 132の一番下の増減理由のところにある地域交流・定住人口拡大促進事業委託料、ここが、倉真里山留学事業の協働実施に伴う委託料の皆増というふうにあります。これがちょっと分かりません。どことどんなふうに関係を組んで、どんな事業をどんなふうに関係していくのか、そういう経過をお伺いしたいと思います。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

赤堀生涯学習協働推進課長。

○生涯学習協働推進課長（赤堀純久） 生涯学習協働推進課です。

倉真地区のまちづくり協議会では、中山間地の過疎化対策や地域活性化を図るために、令和 3年度から里山留学の研究検討を進めてきております。令和 5年度においては、この里山留学の受入れを具体化していくために、掛川市が倉真地区まちづくり協議会に対しまして、里山留学の周知広報、空き家の確保などの受入体制の整備、体験プログラムの構築など、こういった業務の委託を行っていただくでございます。

市は委託業務における伴走支援を行います。また、庁内関係課との接続調整、情報発信などで協同していく考えでございます。

なお、当該事業には、132ページ諸収入に記載があります市町村振興協会からの地域づくり推進事業助成金50万円を充当していく予定でございます。

以上です。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 伴走支援をしていくということと、倉真のまち協さんが計画を持っている、そことの兼ね合いというか、計画は市が行うのではなくて、まち協が行うものに、地域づくり推進事業助成費を充てるんだよという、そういうことですか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

赤堀課長。

○生涯学習協働推進課長（赤堀純久） 倉真地区のまちづくり協議会が行う計画、実施するものに対して支援を行っていくという考えでございます。

○委員長（二村禮一） 3回目です。勝川委員。

○委員（勝川志保子） すみません、市の役割というのは、まち協がいろんな空き家だとかを用意して、計画も立てて、里山留学を受け入れる実施をすると、そこにお金は、あっちから持ってくるよと。市は、じゃ、何をするとするか、何を具体的にこれにしていくのか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

赤堀課長。

○生涯学習協働推進課長（赤堀純久） 里山留学を進めていく上で、庁内でも関係各課の調整等が必要だと思っています。当然広報・シティプロモーションが行っている移住定住施策、それと教育委員会のほうが行っている学校教育の関係、我々の協働推進の関係、それぞれの立場で連携しながら、倉見地区の活動を支援、サポートしていくという考えでございます。

○委員長（二村禮一） どうもありがとうございました。

続いて、勝川委員、お願いいたします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 2番目の項目になります。

156ページと 549ページに両方に記載がある部分になります。市民協働による松ヶ岡プロジェクトという書き方が 156ページのほうではされています。549ページのほうでは、掛川城周辺地区まちなみ環境整備事業社会資本整備総合交付金を活用するというところの④に松ヶ岡修復とか、そういうところで 4億円がついています。この関係、ここの支出額の松ヶ岡整備の工事費にかけている 156ページの 8,922万円の支出と、549ページに入っている松ヶ岡修復他にかけられる社会資本整備総合交付金の 4億円の事業、この関係が分かりません。どういうことで、この松ヶ岡プロジェクト、松ヶ岡の整備というのが進んでいるのかをもう少し分かりやすく説明していただきたいと思えます。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

山田文化・スポーツ振興課長。

山田課長。

○文化・スポーツ振興課長（山田京子） 文化・スポーツ振興課です。

勝川委員からの御質疑にお答えをいたします。

松ヶ岡プロジェクトでは、市民協働による松ヶ岡の保存、整備、活用を目指し、周知活動や寄附

金募集、ボランティアによる維持管理等を推進しており、修復工事はプロジェクトの主要事業として位置づけられています。修復に当たり、財源として国の社会資本整備総合交付金を活用し、事業費の2分の1の交付を受けております。

予算説明書の549ページに記載されている5つの事業計画は、令和2年度から6年度の5か年で実施するもので、その1つである松ヶ岡は、母屋や長屋門等、敷地内の主要な建物を修復する事業費として4億円を見込んでおり、このうち、国からは2分の1の2億円の交付を受ける予定です。

以上です。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） そうしますと、今年度予算に入っているこの整備工事費、ここの8,922万円ところに、この松ヶ岡修復の交付金の4億円の2分の1、2億円の一部が入り込んでいるということなんですね。そうしますと、それが、あとどれだけ入る。2分の1が入るということは、2分の1を自分たちで負担するということですよ、裏返せば。そういうことになりますよね。だから、現在今、どれだけつぎ込んでいて、あとどれだけ国からは来て、どれだけの支出を市がしないと、このまちなみ環境整備事業というものが成立しないのかを教えてください。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

山田課長。

○文化・スポーツ振興課長（山田京子） 全体の事業費は令和4年度までで2億2,713万4,000円で、交付金はその2分の1を見込んでおります。残りの事業費については、1億7,286万6,000円が全体の事業費として、あと、そのうちの2分の1の交付を受ける予定でおります。

○委員長（二村禮一） 勝川委員、3回目です。

○委員（勝川志保子） 今のお話ですと、あと1億7,000万円余の事業が残っていると。今年度は、これまだ予算化されていないということですよね。すると、全体事業の中で、これだけのこの2分の1の額が、また市費として来年度されるという、その全体像がないままに、こうやって予算化がどんどん、本年度はこれだけです、本年度はこれだけですということで、いつも報告があるわけなんですけれども、ただ、もうこの549ページの事業を受けたことによって、もうここの156ページの事業は来年度以降もこれだけの額が必要だという事業を行うという予算になっているというふうに、ただ、その説明が今まであまりされてこなかったような気がするんですが、こういうふうに考えればいいですか。だから、1億7,000万円の2分の1だから、あと9,000万円ぐらいの予算が、また来年つくという、つけられる、そういうこと、違っていませんか。ちょっと教えてください。

○委員長（二村禮一） 都築部長。

○協働環境部長（都築良樹） 松ヶ岡の事業については、令和 2年度の当初予算において、5か年で4億円を限度額として債務負担行為を組むという事案を出させていただいて、議決を得ています。ですので、今課長が申したとおり、この5か年で4億円という限度額以内で、あとの執行残が1億7,200余残っていると、そういうことになります。

なお、国庫補助金が2分の1、その残りの2分の1はふるさと応援寄附金を充当する計画で、全体の事業資金を組んでいます。

以上です。

○委員長（二村禮一） 次に進みます。

次に、鈴木委員、お願いします。

○委員（鈴木久裕） 156ページお願いします。

予算説明書の156ページで、この予算説明書そのものというより、委員会の中で、まだ使用目的定まっていないということでありました。今定まっていないというのは、本当はあまりいい状況ではないなと思います。せめてといますか、松井前市長のときも重文級の価値があると思って取り組んでいくと、そういったお話がありまして、私自身は、そういう重文がつかれるならということもあるなと思って、推移を見守っておりますが、この肝腎要の重要文化財指定に向けた取組状況の見込みをお伺いいたします。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

山田課長。

○文化・スポーツ振興課長（山田京子） 鈴木委員からの補足質疑にお答えします。

松ヶ岡整備後の活用については、松ヶ岡は、基本理念である以善堂の善い行いをする人を育てるところとして、掛川の発展に大きく貢献した山崎家を伝える場や、人を育てる場として積極的に活用していきます。具体的な事業としては、子供たちに高い志を持ってもらうような講演会や、経済を学ぶ場の提供、伝統建築を体験する講座、大学生による松ヶ岡研究発表などを想定しております。

運営に当たっては、市民ボランティアやこれまで松ヶ岡に関わっていただいた団体の方に維持管理活動や講師派遣などを引き続き協力いただきます。また、掛川城や大日本報徳社とも連携して、来場者の回遊性を高め、松ヶ岡を教育や観光の拠点として活用してまいります。

重要文化財指定に向けた取組については、松ヶ岡は掛川市指定文化財建造物ですが、歴史的建造物の専門家からは、国重要文化財建造物と同じ価値があると評価をいただいております。

現在、修復工事に合わせ、工事前には確認できなかった部分の建物調査を進めており、その結果、建物の特徴や変遷がより明らかになってまいりました。これらを来年度修復工事報告書にまとめ、

重要文化財指定に向けて、国や県と協議を進めてまいります。

以上です。

○委員長（二村禮一） 鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今のお話で、令和 5年度に工事報告書をまとめるんだと、その後の取組予定というか、いついつと、なかなか難しいと思いますけれども、どんなスケジュール感というか、どんな行程を持ってやっているのか教えてください。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

山田課長。

○文化・スポーツ振興課長（山田京子） 報告書を来年 7月頃、これは想定ですが、完成した後に、5年から 6年にかけて、文化庁との協議を進めたいと思っております。令和 7年度あたりに、協議の状況次第ですけれども、そういった指定のところまで持っていかれたらと考えております。

○委員長（二村禮一） 次で 3回です。

○委員（鈴木久裕） 前の確認ですけれども、これ来年の 7月に報告書がまとまるんですか。令和 6年 7月に報告書がまとまり、6年度、7年度で文化庁協議をし、できれば令和 7年度に指定というように今の御説明でよろしいですか。

○委員長（二村禮一） 山田課長。

○文化・スポーツ振興課長（山田京子） 来年度で、一度今回の一部修復工事が終了した後なので、5年 7月です。

○委員（鈴木久裕） 分かりました。じゃ、それを踏まえて 7年度にうまくいくように頑張りたいということで、頑張っていくというそういうことでよろしいわけですね。

○委員長（二村禮一） 山田課長。

○文化・スポーツ振興課長（山田京子） そのとおりです。

○委員（鈴木久裕） 結構です。

○委員長（二村禮一） どうもありがとうございました。

次に、勝川委員、お願いいたします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 528ページ、都市計画課担当になります。

ブロック塀等耐震改修事業費補助金の部分につきまして、補足質疑をさせていただきます。

このブロック塀の補助金の、通学路について、非常に広がって、懸案だった場所もブロック塀の撤去が進んだということで、本当によかったというふうに思っているわけなんですけれども、この

補助金、利用しやすいように、今通学路の指定においては上限が撤廃されたということになっているわけですが、この通学路指定というところの規定を見直しを行って、対象の拡大をしないと、これ以上進んでいくということがちょっと難しいんじゃないかという気がするんですが、その必要はないのかを伺います。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

森長都市政策課長。

○都市政策課長（森長亨） 都市政策課です、よろしくお願いします。

ブロック塀の耐震改修補助金については、近年の実績においても、平成30年の大阪府北部地震以降、令和元年度をピークに、件数、延長とも減少傾向にあることは認識しております。

一方で、同時期の令和元年度に市が独自調査した通学路等沿道のブロック塀が 1,030か所程度あるということも分かっており、補助金利用を通して、改修の進捗状況の確認を行っているところですが、思うように進んでいないといった状況となっております。

令和 2年度からは、住宅の耐震化に向けた戸別訪問時においても、ブロック塀の所有者には、生活道路の安全確保に御協力いただけるよう働きかけを行っておりまして、安全対策の啓発、補助制度のPRを積極的に実施しているところであります。

ですので、まずは現行の補助制度において、小学校の通学路を優先して取り組みたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） この通学路設定のところで、中学生が自転車であったり、歩いたりというところがこの通学路の設定になっていないので、上限がないというのが分かりまして、でも、この 1,030か所というところの中には、こういう箇所も含まれているんだと思います。子供たちが歩くところを大人の目を見たときに、これは危ないなと思う箇所がたくさん残っているということは、この通学路という、今小学生の本当に集団登校していく場所だけが通学路指定されているわけですが、この見通しがないと、この 1,030か所というところがどうなんですか、減っていかないということはないですか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

森長課長。

○都市政策課長（森長亨） 先ほど令和元年現在で 1,030か所ぐらいあるということで、お話をさせていただきましたけれども、その 1,030か所は通学路と緊急輸送路、両方かぶっている場合も含

めて 1,030か所程度あるということです。

令和 4年 4月現在で、小学校の通学路と緊急輸送路だけでも、1,000程度が残っているという状況ですので、まずは、この 1,000か所を何とかしようということで、優先順位を決めさせてもらった上で、PRをしていきたいと思っております。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） すみません、3回目で、確認をさせてください。

そうしますと、中学生が歩いているところや自転車で歩いているよというところのブロック塀の撤去は後回しになるという、そういう判断をしていることなんですかね。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

森長課長。

○都市政策課長（森長亨） すみません、後回しになるという用語があるかもしれませんが、当然通学路だけが子供たちが歩くところではないという認識でおります。全てにおいて、ブロック塀とか危険なものが取り除かれる、それが理想だと思っております。ですが、先ほど優先順位を決めてということで、まずは小学校の通学路から何とかしていきたいと考えておまして、ただ、一般道の通学路においても、ブロック塀の除去に関して補助がないわけではないんです。通学路と一般道では、補助する金額が違いますが、一般道も補助制度がありますので、そういったことに関しても、PRはしていきたいと思っております。

○委員長（二村禮一） じゃ、勝川委員、続いて次の質問をお願いします。

○委員（勝川志保子） じゃ、引き続きまして、522ページ、市営住宅の建設事業費等のところで御質問させていただきます。

この市営住宅というのは、セーフティーネットの役割も果たしている非常に重要な施設だと考えております。この中で、保証人については、どうしても必要だというところが、市長が判断した場合にはというような規定ができて、少し緩まったわけですが、まだなくなっているわけではないんですよ。県営住宅、ほかの市の市営住宅なんかを見ても、この保証人制度に廃止したり、手をつけているところがたくさんあるわけなんですけど、この保証人の制度がネックになって、見つからないから入居できないというような事例が実際にはないのかどうかを伺いたいと思います。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

森長課長。

○都市政策課長（森長亨） ただいまの保証人制度がネックで入居できない事例はないのかということですけども、今年度から保証人の人数を 2人から 1人に減らしたことで、それと、保証人が確

保できない方については、家賃債務保証会社を案内しており、保証人を確保できない理由で入居できなかった事例はございません。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 保証会社への申込みで保証人が確保できるよということなんですが、お金がかかることになりますよね。セーフティーネットとして機能させるときに、そこが支障になるということはありませんか。

○委員長（二村禮一） 森長課長。

○都市政策課長（森長亨） 令和 5年 2月現在で、今年度、保証会社を利用していただいた方の実績が 8件ございます。

そういった実績も増えてきました。保証会社、初回の保証料だけでなく更新時もお金がかかります。費用がかかりますが、実績を見ても、それがネックになって入居できないということは今現在は聞いておりません。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 例えば、サービス付き高齢者住宅といったものも、入居の際、初め保証人制度が必ずなきゃ入居できなかったんだけど、今は連絡先といったものがあれば入居できるように、非常にやっぱり、高齢者が独り暮らしであったりという事例も増えていて、家族が保証人になってくれるという方たちばかりではない社会情勢になっているなというのを感じているんです。そういったところで、2人から1人にした保証人制度というのをもう少し見直すというような、そういう御予定はないと、その必要はないと考えているわけですか。

○委員長（二村禮一） 申し訳ないですが、制度の中身の話になりますので、あくまでこれは予算をより深く知るための質疑でございますので、少し不適切かと思えます。

いいですか。

○委員（勝川志保子） 答えてくださるなら答えてもらう。

○委員長（二村禮一） そうですけども、やはり事前にお伝えをしましたが、これは予算に関わることの再質疑をお願いしたいということでお伝えしておりましたので、今そのような発言がありましたので、忠告はさせていただきます。お答えいただけるのでしたら、それはそれで。

○委員長（二村禮一） 森長課長。

○都市政策課長（森長亨） 国のほうは保証人をなくすと、そういった方向であることは間違いありません。

将来的にはなくす方向で検討できないわけではありません。今回保証人を2人から1人にさせて

いただきました。この 1人というのは、身元保証人を兼ねているといったことと、この他、掛川市市営住宅の入居者には、滞納されている方もおります。一生懸命頑張って滞納整理を行っていますが、滞納額がなかなか減っていかないといった事実もありますので、まずは 2人を 1人にして様子を見させていただいているという段階です。

今後は保証人をなくすといったことも検討はしていきたいと思いますが、すぐにとすることは考えておりません。

以上です。

○委員長（二村禮一） どうもありがとうございました。

当局は退席をお願いいたします。

〔当局退席〕

○委員長（二村禮一） ただいま補足質疑が終わりましたので、これをもって補足質疑を終了いたします。

分科会での論点整理は特にありませんので、修正案の説明に入ります。

それでは、勝川委員及び大井委員から、原案に対する修正案が提出されておりますので、趣旨説明をお願いいたします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 載っております修正案を御覧ください。

この修正案は、概要といたしまして、歳入中、19款 1項 1目 1節基金繰入金のうち、ふるさと応援基金繰入金 4億 6,209万 8,000円を 6,111万 2,000円増額し、5億 2,321万円です。1節基金繰入金合計をその分増額します。

歳入の21款 5項 9目12節学校給食運営費雑入のうち、小学校児童給食費自己負担金 3億 5,397万 6,000円を 3,826万 7,000円減額し、3億 1,570万 9,000円に、中学校の生徒給食費自己負担金 2億 1,222万 5,000円を 2,284万 5,000円減額し、1億 8,930万円とし、12節学校教育費運営費雑入合計を 6,111万 2,000円減額し、5億 6,477万 9,000円とする修正案になります。

本修正案、学校給食費の無償化というところに踏み込んだものではありません。食品の高騰が続く、給食の食材費は保護者負担では賄えなくなっている。現在あちこちの自治体で、逆に給食費を値上げするのではなく、公的な資金で補填し無償化させる、そういう動きが広がっています。12月時点で 254自治体がこの無償化に取り組んでいるんです。そのほかにも、臨時交付金の活用で、今年度の無償化を期間限定で行った自治体もたくさんあります。

今、各自治体で市民要望を受けて、来年度の無償化の継続に踏み切る審議というのがされている

わけです。国や県も給食費の問題について言及せざるを得なくなってきた、こういう状況なんです。この流れに今回の給食費の保護者負担増というのは、真っ向から逆行する、まるで逆に行くそういう予算です。今回の値上げを認めれば、小学生で 1食32円、中学生で38円、年間にすると、小学生が 5,760円、中学生が 6,840円もの値上げになります。

市は、12月にクリスマスプレゼントとしてプレミアム商品券を配りました。小中それぞれ64%、76%、これが給食費の値上げで吹っ飛んでしまいます。何年も給食費を上げなかったからやむを得ないという説明を文教厚生委員会の中でも教育委員会はされました。しかし、ほかの自治体がなぜほとんど値上げに踏み切っていないのか。これを考えていただきたいんです。物価の高騰の真っ最中にやってはならないという判断をしたからです。これは普通の感覚ではないかと思うわけです。

市のこの予算には、普通の感覚がない。この感覚が皆さんおかしいと思わないのかということなんです。もしおかしいなら、議会としてこれをただすしかないではありませんか。磐田、袋井、値上げをするということで足並みをそろえたようですが、蓋を開けたら、菊川も島田も値上げをしません。そして、値上げをしないまち、袋井も磐田も含めて、掛川市の給食費が一番高くなります。

本来、義務教育の中で安全で質の高い給食、これを子供たちに提供していくことは行政の責務だと私は考えています。学校給食法を盾にして、給食費は保護者負担だと教育長は言いましたけれども、逆に、2018年の国会答弁の中でも、国は自治体が給食費を補填することは何ら問題はないという答弁をしています。今、県、国の段階でも物価高騰を受けて、給食費の無償化や公的補填の論議がされている真っ最中なんです。もし公的資金が回ってきたときに保護者負担を上げてしまっただら、それを充てることができますか。できないではありませんか。

今回の修正案、ふるさと納税市長裁量分で積み立てた 5.8億円。この基金から財源を取り崩し、保護者負担増を回避する、その 1点のみの組み替え修正案です。今、松ヶ岡の補足質疑をしました。それを充ててもなお基金は残ります。財源がないわけではありません。3月に続いて 4月からも値上げがラッシュです。子供たちを決まった収入の中で食べさせていくというその保護者の心に寄り添おうではありませんか。

私たちが数々の予算の問題を感じてるわけですが、それらほかのところ全てに目をつぶって、この 1点の修正をかけることができるなら、議案に賛成しようという決断の下、この修正案を出しています。少子化を食い止める、そして議会として本気で子育て支援をするんだという姿勢を示すために、今やるべきことは値上げのための言い訳をいろいろすることではなくて、値上げをやめることだと思います。こういう意思で修正案を提出しました。ぜひ考えていただきたい、賛同を呼びかけたいと思います。

以上です。

○委員長（二村禮一） ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（二村禮一） ありませんか。

それでは、質疑がないようなので、以上で質疑を終結いたします。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議をお願いします。

修正案に対し意見がある方はお願いいたします。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 今回の修正案に関しましては、給食費の保護者負担ということですが、確かに今回これだけの物価上昇をしている中で、保護者の負担を上げる、言い方を変えれば、税金とは違いますけれども、保護者負担を上げるというのは本当に心苦しいというのは、私も一般質問の中でも、市長からも、コメントのとおり、私も思うところで、それを最終的な責任、決断するのは私たち議会であって、非常に重い決断だなと感じているところは正直でございます。

その中で、私どもも 1月にこのことを全員協議会でお話を聞いてからいろんな動きをさせてもらいましたが、今回臨時交付金に関しては、来年度に関して、一応国のほうに問合せしている限りは、来年度は来ない。来年度、今また別の子育て支援等、いろいろ議論しておりますが、その中で給食費のことにしても、私どものほうも訴えはしているところで、今年度も文科省から通知もございましたけれども、していくことを期待しているところであります。

市長の一般質問の中でも、来年度の交付金に関しましては、何かしらの支援ということで答弁ももらっておりますし、今回は本当に心苦しいというところはございますが、国の動き等、踏まえながら、市の財政規模、財政状況とかを判断する限りは致し方ないのかなというふうな考えでいるところです。

また今、皆さん会派のほうで持ち帰っていただいている県への意見書等も含めて、やはり子育て支援、少子化対策に関しては、自治体間格差がないような状況で行ってってもらいたいなという思いでいるところあります。

私からは以上です。

○委員長（二村禮一） ただいまの嶺岡委員からの意見に対して意見がある方はお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） 私は、嶺岡委員の発言もそうですが、提案に対する賛成の立場からの意見なんです。そもそも久保田市政は、選ばれるまち掛川とか、経済循環に取り組む掛川ということをや

マッチフリーズにしているわけですが、逆に振り落とされる予算になってしまいます、少なくとも子育てに関して。子育てとといいますのは、子供が学校で差別されないという意味の子供への配慮もありますが、家計負担の軽減という意味では、全市民対象の施策になっていると思います。

そういうことからしまして、本日の提案は、無償化でなくて、値上がり分の保護者負担増をやめましょうと。これが通っても、まだ選ばれるまちにはなれないんです。既に紹介されたように、無償化に踏み切っているところがあるわけですから。これはやはり腰を据えて考えてみるべきだと。

それから、皮肉なことに少子化が進んでいます。少子化が進んでいますから、年々値上がり分に対して、材料費の総額が下がるわけです。前年比では下がるわけです。そういうこともありますんで、少なくとも今回の提案に関しては、私はぜひ全会派で賛成していただけるように御検討願いたいと思います。

○委員長（二村禮一） ただいまの意見に対して意見のある方はお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（二村禮一） 以上で討議を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「原案に対しての討論ですね」との声あり〕

○委員長（二村禮一） はい、そうです。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 修正案に対して質疑もなく、私は本当にショックです。保護者負担で12%も引き上げるといふ、これは無償化に踏み切っている254の自治体がある中で、掛川市が後ろ向きの政策をするということなんです。地域部活も保護者負担で推進していくという考え方も教育長、おっしゃいましたよね。これで本当に少子化が回避できるとも、子育て世代の負担が解消されるとも私は思えません。絶対に行ってはならない愚策であるというふうに考えます。

昨年の市内の出生数が755人。これは本当に衝撃的な数字です。チャイルドペナルティーと言われるような子育て負担に対する子育て世代の無言の抗議だと私は思っています。子育てを社会が担うんだという意識転換に沿った支援予算、これを組むことこそ今求められていると思います。

デジタル化予算の部分で糸目をつけない形でどんどん入ってきます。マイナンバーカードの取得、これを誘導するのもお金で釣っていくようなことが平然と行われています。非常に大きな違和感を感じています。

補正予算の賛成討論の中では、マイナンバーカードの取得というのは世界の流れであるかのような発言がありましたが、違憲判決が出て廃案になったドイツや、国民の反対で導入を見送ったフラ

ンス、一旦導入したカードを 1年で廃止したイギリスなど、個人情報保護への意識の高いヨーロッパでは、日本のようなごり押しの導入というのは、マイナンバーカードはされていません。不安があって利便性にも疑問があるから取得をちゅうちょする人がいるわけです。国の肝いりのデジタル人材を民間企業から招いて、国の言うなりに標準化を図っていった先にある自治体の姿というのが、住民の福祉の増進のため、住民に寄り添って独自施策を繰り広げる温かい市となるような、そういう姿でしょうか。

電気代の高騰対策というのも不十分だと思います。指定管理施設も含めてしまう責任を持つべきだと思います。将来を見据えて、ソーラーパネルの設置、照明のLED化は市債を使ってでも、そういう予算を使って先行投資していただきたいと思います。

これは災害の対応にもなるはずです。学校などでは環境教育にもなります。本気のカーボンニュートラル、この予算を望むところです。企業誘致やスマートインター建設などが仕事をつくって地域を活性化させるのに一番大事だという説明がずっとされています。本当にそうでしょうか。工場ができて、正職員はわずかで、派遣やパート労働の比率が高い。特に女性や若者にとっては必ずしもよい労働条件になっていないのが現実だと思います。

静岡県というのは、男女の賃金格差が全国で一番大きい県です。若い人、特に女性が静岡に戻ってこない、掛川に戻ってこない。これらは賃金格差があるというのが大きな原因になっているわけです。むしろ、教育・福祉を充実して、好条件で働ける職場がたくさんある。住民に寄り添う形での仕事がたくさんある。そういうまちのほうが女性の条件もよくなる。働き口も増すと思います。市民の懐を潤す努力というのは、地元業者を大事にして、地産地消の拡大などで地域循環型の経済を転換させていく。私は大規模開発などより、大きい企業だけが潤うようなそういう事業ではなく、こういうところにお金を使う、予算を使うべきだというふうに思っています。

税の公平性、これを保つために、収納率の向上というの也被言われています。福祉・医療・介護の費用を抑えるためにも様々な努力をされています。それは一方でいいことなんですが、本当に市民の困り感に寄り添ってなければ、目指す姿が違うものであります。税務相談、生活相談、これらが市民目線になっているかというところで、非常に危ういと思うんです。根本的にも扶助費、生活保護などの費用が拡大に低いまちなんです、掛川市は。これで本当に困っている人に伴走することができるのか。やはり独自予算の予算づけというのは非常に必要だというふうに考えています。市民の期待の大きい維持管理費の部分、それからお城や松ヶ岡修復など、箱物がいくら立派でも、この維持管理費のところがきちんとされていないと、心地のよいまちにはなっていないと思っています。

いろいろありますけれども、問題と思われることを挙げさせていただきました。

以上をもちまして、予算決算委員会での反対の討論とさせていただきます。

○委員長（二村禮一） そのほか討論ありませんか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

勝川議員がおっしゃるとおり、本当に苦しい状況に、子育て世帯もそうですけれども、市民の生活状況というのは、決して裕福ではない、ゆとりがあるわけではないと思っております。それに対する今回の予算というものは、十分当局は把握をしている状況でございますし、全ての分科会でしっかり審議された結果、妥当であるということで、全ての分科会のほうでもきちんと結論は出ているかと思えます。

本当に世の中を見てみますと、エネルギーの高騰ですとか、物価の高騰、引き続き大変厳しい状況に加えて、出生率の低下ということは、掛川市だけではなくて、日本、世界を取り巻く環境の中でもいろいろなところが関わってくるかと思えます。

今回は、当初予算として、主に人と環境の持続可能に可能性にチャレンジする予算ということで、予算を皆さんでしっかりと審議した結果、気になるところも、もちろんあろうかと思えますけれども、しっかりと皆さんで審議して妥当であるという結果が出ておりますし、私もそのように思っております。

特に、子育てに関して、勝川議員のおっしゃるところ、非常に皆さん何とかしていきたいということは十分承知しておりますけれども、心苦しいことを就学や医療への支援など併せて、子育てサポートのほうもしっかりしておりますので、今回、私は当初予算に賛成したいと思っております。

以上です。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

まず、勝川委員及び大井委員から提出された修正案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございました。

修正案につきましては、賛成少数にて否決すべきものと決定いたしました。

次に、原案について採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

議案第 1号 令和 5年度掛川市一般会計予算につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、少し休憩を取ります。再開は11時20分からとします。

午前 11 時 13 分 休憩

午前 11 時 19 分 開議

○委員長（二村禮一） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第 2号 令和 5年度掛川市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

嶺岡主査。

○文教厚生分科会主査（嶺岡慎悟） 議案第 2号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、保険者努力支援交付金の掛川市の配分について質疑があり、当局より、点数で配分され令和 4年度は 3位、令和 5年度は 5位であるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、国保制度の均等割は家族が増えれば保険料は増える。社会保険加入者からするとおかしい制度である。子供の均等割部分について法定外繰入れをして現状の 2分の 1ほどではなく、もっと広げるべきであるとの意見が出され、他の委員より、均等割については県を挙げて国にお願いしていると聞いている。より強く働きかけをしてほしいとの意見が出されました。

以上で委員間討議を集結し、当分科会に送付されました議案第 2号の原案は、賛成多数にて妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論ありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 今の文教厚生委員長の報告にもありましたけれども、国保制度というのは、命と健康を守るセーフティーネットとして非常に重要な制度なわけです。このセーフティーネットが機能しなくなったら命と健康が守れない、そういう制度なんです。

この制度の中で、人頭税のような均等割が残っています。子供にもかけられる。扶養家族が増えて税金が重くなるというそういう制度がセーフティーネットとしてあり得るでしょうか。国保税の負担は非常に重くて、2分の1が減免対象になっている、そういう状態です。

ところが、滞納世帯は保険証が発行されないで窓口負担が10割になってしまう。資格証というものが発行されたり、また年金や給料が入ったときにそれを支払いに行かないと保険証が出ない短期保険証というものも発行されています。来年度はこの短期保険証はなくなって、資格証だけが残るよという説明を受けました。資格証だと10割窓口で負担しないと医者さんに行けないということなんです。差押えも、年金・給料というものが、翌日には財産として認定されるためにあるわけです。生活が本当に成り立たないよということで税務相談に行くんだけど、それでも保険証が手に入らない。そういうことがあっていいと私は思いません。

子供の均等割部分については、法定外繰入れをしてきちんと無料にしているまちというのが現にあります。やろうと思えばやれるわけです。それをきちんとした形でやっていただきたい、そういう予算にしていきたい。差押えや、こうした資格証の発行、これを前提とした収納率の向上、この政策にも反対です。国保を命と健康を守るとりでとて考えたときに、この会計予算に賛成することができません。

以上、反対理由です。

○委員長（二村禮一） そのほか討論ありませんか。

窪野委員。

○委員（窪野愛子） 勝川委員のおっしゃること、よく理解ができます。しかし、国保に関しては、やはりあくまでも公平公正の部分から、ここはしっかりと考えていかなきゃいけない部分があつて、静岡県のところで、これは先ほども勝川議員がおっしゃっていましたが、国へお願いしていく、静岡県の市町がこぞって、ここは国にお願いしていただかなきゃいけない部分かなど。もう何度もこのお話に関しては、文教厚生委員会でも勝川委員と議論を交わしている部分ですけど、ここを引き続き、掛川市としても国のほうにお願いしていくということで、この特別会計の予算に関しては賛成したいと思っています。

○委員長（二村禮一） そのほか討論ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第 2号 令和 5年度掛川市国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長（二村禮一） 議案第 2号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 3号 令和 5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算についてを議題とします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

嶺岡主査。

○文教厚生分科会主査（嶺岡慎悟） 議案第 3号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑はなく、委員間討議を求めたところ、委員より、広域連合で承認された高い保険料を市民の方に負担していただいている。物価高騰が続く中で大変苦勞している。高い負担を続けなければ医療にかかれないということで、安心して年を取れる保険になっていないと考えているとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました議案第 3号の原案は、賛成多数にて妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告をいたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 反対の立場で討論に参加します。

高齢者差別の制度として、制度の開始から、日本共産党は一貫して後期高齢者医療保険制度に反対の立場を取っています。年金が物価高騰の中でどんどん目減りをしています。有無を言わずに、年金から保険料が落とされている。保険料を今もっと上げようとしています。窓口負担増も控えて

います。高齢者いじめ、年を取ることに希望を感じさせないような制度に、後期高齢者保険制度がなっているということだと思います。

広域連合議会に私たちの議員を送り込んでいます。その責任を持って、議会の責任として、この予算に反対するべきだと考えます。

以上です。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

窪野委員。

○委員（窪野愛子） 賛成の立場で申します。

保険料が高いということは、1つはサービスが充実しているということが挙げられると思います。やっぱり高齢者がこれから増えてくる。それはやっぱり、先ほども国保でも申しましたけれども、公平公正というところに着眼しなければいけないのではないかと思います。掛川市では、決して、弱者いじめとか、高齢者いじめをしていると私は思っていません。いろんなことで寄り添ってくださっていると思います。

今後は、やはり介護予防に力を入れていくというようなお話もあったものですから、今回の予算に関しては賛成をしたいと思います。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（二村禮一） ないようですので、以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第 3号 令和 5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第 3号につきましては、賛成多数にて原案のとおり解決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 4号 令和 5年度掛川市介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

嶺岡主査。

○文教厚生分科会主査（嶺岡慎悟） 議案第 4号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、介護保険事業計画推進会議について、来年度策定を予定している第9期掛川市介護保険事業計画、掛川市高齢者福祉計画において、介護保険料は上がる予定なのかとの指摘があり、当局より、今までの実績、これからの見込み、今回調査している実態調査の状況を踏まえて保険料を決めていくとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、介護保険制度は解約されることが多い。介護保険料を払っているのに、介護が受けられない状態である。自己負担が払えず、介護が受けられないということをよく聞く。受益者負担になっていることが社会福祉制度として問題があると思うとの意見が出され、他の委員より、主な成果指標を見れば、介護保険全般は市民の満足度が高い数値である。様々な御家庭の事情があることは分かる。平成12年度から始まった制度であり、理念は相互扶助が基本であり、支え合いの精神が大事だと思う。保険であり、使わないに越したことはない。そのためにも介護予防を重点施策として挙げているとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました議案第4号の原案は、賛成多数にて妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 反対の立場で討論に参加します。

皆さんは、介護というのは保険制度だと思っていますか。介護保険制度というのは、出発から社会保障を切り捨てて、介護を自己責任の保険制度につくり替えるところから出発しました。私はこれ自体が問題だと思っています。その結果として、サービスが充実してくると保険料が上がる、こういう結果になっているわけです。サービスの自己負担というものも、1割から3割あります。これが高過ぎて、保険料を払っているのにサービスそのものが受けられないというケースが後を絶たないわけです。

介護保険の特別会計は、介護保険ができてから一度も赤字になっていません。必ず余って、基金の積立てがされています。コロナ禍で大きな負担を強いられている事業者やサービス、採算が合わずに撤退をするという事業者も増えています。介護職の人材不足と高齢化も進んでいます。もう保険制度としての介護保険が問題だらけなんです。運用も予算づけも、私は不十分だと考えています。

ほとんど満足度が高くて不満を抱いている人がいないという委員長報告がありましたが、本当に

そうでしょうか。皆さんの周りの方は介護保険制度が十分機能して、介護に負担がなくなっているでしょうか。そうではないと私は思います。制度としての欠陥がある以上、市として独自施策の充実をしてその穴を埋める、そういう予算立てが必要だと考えています。

以上、反対の立場からの討論とします。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

窪野委員。

○委員（窪野愛子） 勝川委員がおっしゃるように、確かに、平成12年度に始まった介護保険制度、それぞれ年月を経てきて見直さなきゃいけない点、多々あるとは思いますが。しかしながら、私の周りの方では、このサービスがあったことで、とてもサービスに支えられて生活している方も何人もいらっしゃいます。

この介護保険制度がもしなかったらどうなるかと思うと、やはりあったということに私は自分もこの先のことを考えたときに満足していますし、先ほど基金の話がありましたけれども、やはり基金は、これからの時代、しっかりと積み立てていかなければ、どういう時代が来るか分かりません。基金はそれぞれの利用者が使っていただいて、残った財源を基金にしているものですから、何ら、勝川議員がおっしゃるような基金にはなっていない、基金が積み立てられて当然だというふうに思っていますし、市当局としてもしっかりと考えた予算立てで介護保険制度を運用してくださっているとしますので、そういう意味では賛成をしたいと思えます。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第 4号 令和 5年度掛川市介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第 4号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 5号 令和 5年度掛川市公共用地取得特別会計予算についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

総務分科会、寺田主査から報告をお願いいたします。

寺田主査。

○総務分科会主査（寺田幸弘） 議案第 5号について、総務分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました議案第 5号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会の報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終結します。

それでは採決に入ります。

議案第 5号 令和 5年度掛川市公共用地取得特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第 5号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第 6号 令和 5年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算についてを議題といたします。

それでは分科会の報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査からお願いいたします。

藤原主査。

○環境産業分科会主査（藤原正光） 議案第 6号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、鷹匠による害鳥対策の回数について質疑があり、当局より、1回につき4回から5回連続して行い、10回を予定しているとの答弁がありました。委員より、駐輪場システム変更委託料の詳細について質疑があり、当局より、駅周辺第1駐車場、第2駐車場、駅北駐車場、大手門駐車場の機械をインボイス対応の領収書にシステム変更することになるとの答弁がありました。

以上で質疑を集結し、委員会討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました議案第6号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 分科会の報告が終わりましたので、ここで補足質疑に入ります。

補足質疑の通告がありますので、勝川委員からお願いいたします。

○委員（勝川志保子） 141ページになります。

南北広場の管理費のところについて、補足の質疑をさせていただきます。

発言の要旨を御覧ください。

1つ目です。

主な予算のところに書いてあります清掃業務委託料、1つ飛んで下の緑化管理委託料、その下の草刈り等施設管理手数料といったものが予算化されているわけなんですけど、気持ちのよい駅周辺の維持を行うのに、これらの草刈りなどの委託、緑化管理の樹木ですかね、の委託と、日常的な清掃業務委託というものがどんなふうにしみ分けと連携がされているのかを伺います。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口産業労働政策課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 産業労働政策課の溝口です。よろしくお願ひいたします。

草刈り等の委託と日常的な清掃業務委託のすみ分けにつきましては、12節の駅周辺清掃業務委託料にて、日常清掃として、ほのぼのパス内や掛川駅南北広場などのごみ拾いや拭き掃き清掃、トイレ清掃を定期的実施しております。11節の草刈り等施設管理手数料は、日常清掃の作業員や市職員の現場巡回、市民等の利用者から草が伸びているなどの報告を受け、日常清掃に含まれない草刈り業務を実施しております。

○委員長（二村禮一） 勝川委員、いいですか。

○委員（勝川志保子） 再質問いたします。

そうしますと、市の職員の巡回がされて、そこで草刈りや樹木等の落ち葉、そういったものの不都合があった場合にはシルバーさんですか、委託先のところにきちんと話がいくシステムになっているということなんですか。市の職員はどれくらい巡回しているんですか。

○委員長（二村禮一） 回答をお願いします。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 市の職員は、月に2回程度ですが、そのほかに、先ほどの清掃員、毎日清掃しているわけですけども、その職員からも報告をいただいて、いただいた時点で草刈り業務の内容で対応していただいております。

○委員長（二村禮一） 勝川委員、3回目です。

○委員（勝川志保子） 清掃業務のほうのところを見てみますと、駅の周りのところは本当に毎日

のようによくお掃除をされている姿を見ます。

ただ、草刈りが必要になるロータリーであるとか、周辺の部分のところのお掃除をされていないというふうに感じておりますが、その部分のところは月 2回の市の職員の見回りを待つか、市民からの苦情受付を待つしかないという状態になっていると、そういうことですね。連携がどんなふうになっているのか、ちょっと。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） そうではなくて、報告は清掃員にもしていただいています。草取り作業は草取り業務のほうで発注していますので、清掃員が草取りはしませんが、清掃員にも連絡をいただいて対応しています。市の職員も見えています。清掃員にも見ていただいています。清掃員は草刈り作業はしていません。草刈り業務で発注していますので、そちらのほうで作業はしていますと。そこで連絡連携は常に取っておりますので、よろしいでしょうか。

○委員長（二村禮一） 2のほうへお進みください。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 2つ目です。

害鳥対策手数料ということで、123万8,000円が計上されております。ムクドリ対策などになるんだと思います。鷹匠で追っ払っているよということなんですけれども、これも何年も行っているわけですから、効果というのが検証されているのか伺います。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） ムクドリ対策は、平成29年度から鷹による追い払いと樹木の剪定を併せて実施することで、掛川駅南北広場への鳥のふん被害も減少しております。効果はあるというふうに考えております。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 苦情の件数といったものもそこに入ると思うんですけれども、それも減って少なくなっているということですか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 苦情も減っています。

また、実際の発注の際にも、鷹匠さんに現場を見ていただいて、発注の内容を検討して決定して

おりますが、そちらの鷹匠さんからも、ムクドリ、スズメについて、特に減少をしているというふうに伺っておりますので、効果が出てきているというふうに考えております。

○委員長（二村禮一） いいですか。

3回目です。

○委員（勝川志保子） 確認です。

周辺地域、追っ払っているだけなので、ほかに行くということもあると思うんですが、ほかのところからの苦情が増えているということはありませんか。

○委員長（二村禮一） 回答を求めます。

溝口課長。

○産業労働政策課長（溝口尚美） 駅の広場以外のところだと、担当課がうちでなくなるので、ちょっとすみません、周辺区域の苦情までは、市民の方からすると、管轄エリア的にうちの課に来ないものですから、数まで把握できません、申し訳ないですけども。

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

当局は退席をお願いいたします。

〔当局退席〕

○委員長（二村禮一） 補足質疑が終わりましたので、これをもって補足質疑を終結いたします。

分科会での論点整理は特にありませんでしたので、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第 6号 令和 5年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第 6号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 7号 令和 5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算についてを議題とします。

それでは、分科会の報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

藤原主査。

○環境産業分科会主査（藤原正光） 議案第 7号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、草刈り委託料 500万円の回数及び時期について質疑があり、当局より、秋頃 1回を予定しているとの答弁がありました。関連して、他の委員より、機械を使って人件費等を削減できないかとの質疑があり、当局より、現場を確認した上で、草刈りの範囲や方向などの発注内容を検討し、経費削減に努めていくとの答弁がありました。

以上で質疑を集結し、委員会討議を求めたところ、特に申し上げる討議なく、当分科会に送付されました議案第 7号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第 7号 令和 5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第 7号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、財産関係の議案第 8号から議案第12号までの 5件について、一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 異議なしということで、それでは、議案第 8号 令和 5年度上西郷財産区特別会計予算について、議案第 9号 令和 5年度桜木財産区特別会計予算について、議案第10号 令和 5年度東山財産区特別会計予算について、議案第11号 令和 5年度佐東財産区特別会計予算について、議案第12号 令和 5年度倉真財産区特別会計予算についての 5件を一括議題とします。

それでは分科会の審査報告を求めます。

総務分科会、寺田主査から報告をお願いいたします。

寺田主査。

○総務分科会主査（寺田幸弘） 議案第 8号から議案第12号までの 5件について、総務分科会の審査の概要を御報告いたします。

本 5件は、一括議題として審査いたしました。当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員会討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました議案第 8号から議案第12号までの 5件の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第 8号から議案第12号までの 5件について、一括採決いたします。

本 5件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 本 5件は、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第13号 令和 5年度掛川市水道事業会計予算についてを議題といたします。

それでは分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

藤原主査。

○環境産業分科会主査（藤原正光） 議案第13号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、大井川広域水道企業団からの受水量を減少させる理由について質疑があり、当局より、1人当たりの使用水量が令和 2年度はコロナによる巣ごもり事情等で 247リットルであったが、令和 3年度は 245リットル、令和 4年度は 1月までの実績で 242リットルと減少していることから、令和 5年度も減少すると見込んだためであるとの答弁がありました。

以上で質疑を集結し、委員会討議を求めたところ、委員より、水道施設の敷地に再生可能エネルギーを導入して、地産地消でエネルギー利用を進めるべきであるとの意見が出され、関連して他の

委員より、太陽光と蓄電池のセットで、緊急時にも使える対応を期待するとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました議案第13号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第13号 令和 5年度掛川市水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第13号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第14号 令和 5年度掛川市簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。

それでは分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

藤原主査。

○環境産業分科会主査（藤原正光） 議案第14号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、水道施設点検業務委託料の皆増について質疑があり、当局より、当局より、平成30年に水道法が改正され、5年に1度の施設点検が必要となり、簡易水道の水を溜めるコンクリート構造物の点検を5箇水分行うためであると、との答弁がありました。以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、料金や水の供給に対して地元との協議が必要である。引き続き現場の声を聞きながら進めていただきたいとの意見が出され、他の委員より、役員の高齢化、施設の老朽化もあり、上水道事業との経営統合はなるべく早い段階で結論を出すように進めていったほうがよいとの意見が出され、他の委員より、行政のサポートがないと里山での生活は成り立たないので、市民に対しての水の供給は行政が責任を持たなければならないとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました議案第14号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第14号 令和 5年度掛川市簡易水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第14号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第15号 令和 5年度掛川市公共下水道事業会計予算についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

藤原主査。

○環境産業分科会主査（藤原正光） 議案第15号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、光熱水費が増額となっている。下水道処理施設の土地を利用した再生可能エネルギーの活用を考えているのかとの質疑があり、当局より、予算には反映されていないが、屋根や敷地内の有効活用が可能か事前調査に着手しており、推進していく考えであるとの答弁がありました。

委員より、処理場費の財源内訳について質疑あり、当局より、風力発電所電力料金収入を 557万円、原子力立地給付金 163万 3,000円を予定しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、特に申し上げる討議なく、当分科会に送付されました議案第15号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから

討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第15号 令和 5年度掛川市公共下水道事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第15号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決べきものと決定しました。

続いて、議案第16号 令和 5年度掛川市農業集落排水事業会計予算についてを議題といたします。

それでは分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

藤原主査。

○環境産業分科会主査（藤原正光） 議案第16号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ、特に申し上げる討議なく、当分科会に送付されました議案第16号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第16号 令和 5年度掛川市農業集落排水事業会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第16号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決べきものと決

定しました。

続いて、議案第17号 令和 5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算についてを議題といたします。

それでは分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

藤原主査。

○環境産業分科会主査（藤原正光） 議案第17号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、ブロワーの更新等、修繕費の増額について何か対策しているのかとの質疑があり、当局より、年数の経過により更新件数が非常に増加している。管理委託業者と現状を見極めて、必要なものを修繕していくよう心がけているとの答弁がありました。

委員より、市が設置した個人宅にある浄化槽の大災害への対応が懸念されるが、予算計上していく考えはあるのかとの質疑があり、当局より、大きな問題と認識しているが予算要求はしていない。災害時に各家庭でチェックできるマニュアルのリーフレットなどを活用し、災害対応を図っていくとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽事業をそれぞれやっているのではなく、持続可能なベストミックスを目指していただきたいとの意見が出され、他の委員より、ベストミックスを見据えて災害時に対応できる施設の長期計画を立てていただきたいとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました議案第17号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第17号 令和 5年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算について、原案のとおり可決

することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） 議案第17号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決べきものと決定しました。

以上で予算決算委員会に付託されました17件の議案の審査は終了いたしました。

続いて、閉会中の継続調査の申出事項についてを議題といたします。

お手元に配付してありますので、御覧いただきたいと思います。

資料のとおり、1項目の内容でよろしいのでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） それでは、予算決算委員会の継続調査申出事項については、資料のとおり1項目といたします。

以上で予算決算委員会を終了したいと思います。

午後 0時 6分 散会